

あらお魅力再発見フォトコンテスト運営等業務委託  
要求水準書

1. 業務の名称 あらお魅力再発見フォトコンテスト運営等業務

2. 業務の目的

観光パンフレット「まるごとあらお」掲載の観光スポット等を題材としWEB媒体を活用したフォトコンテストを行うことで、本市の魅力を再発見するとともに市外における本市認知度向上を図る。また応募写真を素材とした観光プロモーションポスターを作成することにより参加者と本市の関係性を深めることで、交流人口の増加を図り「あらおファン」の創出・拡大を目指す。

3. 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4. 業務内容

(1) WEB サービス等を利用したフォトコンテストの実施

①企画

以下の概要をもとに、WEB サービス等を活用し、観光パンフレット「まるごとあらお」掲載スポットを題材とした魅力的な写真が集まるようなフォトコンテストを企画・提案すること。

なお、本市主要スポットの魅力を再発見できるようなテーマ・部門を提案することとし、詳細については別途協議の上決定するものとする。

【フォトコンテスト概要 案】

<開催形式>WEB サービス等を利用した投稿型

<時期>契約締結～令和6年12月の間

<テーマ・部門数>2テーマ・部門以上（なお、うち1つは、「家族」をコンセプトとしたテーマ・部門を提案すること。）

<募集期間>各部門2か月程度。なお、各テーマ・部門に適した時期で募集を行うこと。

<作品題材>観光パンフレット「まるごとあらお」掲載の次の14コンテンツ。

①荒尾干潟、②グリーンランド、③万田坑、④小岱山、⑤宮崎兄弟の生家、⑥野原八幡宮、⑦四山神社、⑧荒尾水鳥・湿地センター、⑨岩本橋、⑩おもやい市民花壇、⑪荒尾梨、⑫小代焼、⑬子ども科学館あらおキッズドーム、⑭松永日本刀剣鍛錬所

<結果発表>令和7年3月予定

<入賞作品数>10作品程度（1テーマ・部門5作品想定）

※広報等においてハッシュタグを採用する際は、原則「#荒尾ジェニック」を使用すること。

※受賞作品の中から特に優秀な作品を選定し、荒尾市観光プロモーションポスターに起用する。

## ②運営業務

フォトコンテスト事務局として、以下の進行管理を行う。なお、内容は市と協議の上決定すること。

- ・募集要領の作成
- ・フォトコンテスト応募用ページの作成
- ・応募作品に関するデータ及び入賞者情報の管理

収集した作品情報を適切に管理すること。また、入賞者の参加要件を事前に確認するとともに、氏名や住所等の個人情報を収集し厳重に管理すること。

- ・応募者、入賞者との連絡調整

必要に応じて応募者、入賞者への連絡等の対応を行うこと。なお、入賞作品の著作権は作者に帰属するが、二次使用权は市に帰属する旨、入賞者に了承を得ること。

- ・賞品選定、手配及び発送

商品購入代は委託費に含むこととする。

- ・開催結果の公表

結果発表ページを制作し、公表すること。

- ・その他フォトコンテスト運営に必要な業務

## ③広報業務

作品の応募を促し、実施結果を周知するため、以下の業務を行う。

- ・ランディングページの作成
- ・SNS 広告等によるイベント PR

作品の応募を促すような具体的な方法を提案すること。（目標数：500 作品）

## ④審査支援業務

応募要件を満たした作品一覧作成等の審査支援を行う。また、作品を技術的に審査できる審査基準及び審査方法について、その手法を提案すること。なお、詳細は市と協議のうえ決定することとする。

## (2) 観光プロモーションポスターの制作

### ①ポスターデザイン

フォトコンテスト受賞作品を素材として、観光プロモーションを目的としたポスターを2種以上制作する。

### ②印刷

規格：B1 版（728 mm×1030 mm）、フルカラー、片面

部数：20 枚/種

### (3) 自由提案

(1)(2)の業務を実施した上で、本フォトコンテストの応募促進もしくは本市の魅力発信に繋がる自由提案を提出すること。なお、(1)(2)の企画とは明確に区分し提案し、委託金額内で実施すること。

## 5. 成果物

### ① 業務完了報告書<様式任意>

フォトコンテスト実施状況、応募作品一覧を含むこと。

### ② 観光プロモーションポスター

・紙媒体

・電子媒体（WEB閲覧用画像データ、印刷用PDFデータ、編集可能データを格納すること）

## 6. 納入場所

荒尾市 観光文化交流課 観光推進室

864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地

## 7. 留意事項

### (1) 一般事項

受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

受託者は、業務委託期間はもとより業務委託期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について厳守すること。

## 8. その他

(1) 今回の業務委託により制作される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は荒尾市に帰属するものとする。

(2) 成果物は、荒尾市が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）できるものとする。

(3) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

(4) 本業務仕様書に定めのない事項については、荒尾市と協議するものとする。